

岐阜県ひきこもり支援のあり方に関する指針

令和6年度～令和10年度

(2024年度～2028年度)

令和6年3月

岐阜県健康福祉部保健医療課

<目 次>

第1章 指針の基本的事項	1
1 指針策定の趣旨	1
2 指針の期間	1
3 支援の対象者	1
4 指針の構成	1
5 指針の位置づけ	2
第2章 本県におけるひきこもり支援の経緯	3
1 本県におけるひきこもり支援の取組	3
2 岐阜県ひきこもり地域支援センターについて	4
第3章 本県のひきこもりに関する現状	5
1 国の調査結果	5
2 県ひきこもり地域支援センターでの相談対応の分析（令和元年度）	6
3 県の実態調査結果（令和元年度）	7
4 県のひきこもりに関する支援ニーズ調査結果（令和5年度）	8
5 当事者・家族からの意見聞き取り結果（令和5年度）	11
第4章 ひきこもり支援の課題	13
1 ひきこもりの背景や要因等の複雑化・多様化	13
2 多種多様な支援の担い手の養成・確保	13
3 持続的な個別支援と身近なコミュニティの役割	13
4 普及啓発の一層の充実	13
第5章 ひきこもり支援のあり方	14
1 基本理念（めざす姿）	14
2 ひきこもり支援の基本方針	14
第6章 ひきこもり支援の施策	15
1 支援の施策体系	15
2 重点対策と具体的な取組	16
第7章 指針の推進について	21
1 指針の推進体制	21
【資料】	
1 令和5年度岐阜県ひきこもり地域支援連携会議 構成員	22
2 施策別の現状と課題、方向性について	23

第1章 指針の基本的事項

1 指針策定の趣旨

令和元年度に県が実施した「岐阜県ひきこもり等に関する状況調査」により、民生委員・児童委員が把握する県内のひきこもりに該当する方の人数は1,174人であり、ひきこもり当事者の高年齢化やひきこもり期間の長期化などの実態が明らかになりました。

県ではこの調査結果を踏まえ、当事者、NPO法人等の民間支援団体、学識経験者等の意見をうかがい、令和2年度から6年度までに順次取り組むべき支援施策について、その理念（めざす姿）、基本方針、重点対策、支援体制等を「岐阜県ひきこもり支援施策」と題して整理し、部局連携によるひきこもり支援に取り組んでいます。

一方、この間において、新型コロナの感染拡大による孤独・孤立等が深刻な課題になるなど新たな社会問題が生じております、最新の支援ニーズの実態把握やそれに基づく施策の再整理等について検討すべき時期にきております。

そのため、県内の支援者が共通の方向を目指した連携体制の下で、ひきこもり支援を一層推進していくことを目的として、「岐阜県ひきこもり地域支援連携会議」において、目指す支援の方向性や具体的な取組等を改めて検討し、「岐阜県ひきこもり支援施策」を前倒しして改訂し、本県における「ひきこもり支援のあり方に関する指針」として取りまとめるものです。

ひきこもりに関する支援は、支援団体、医療・福祉・就労等関係機関、学術機関、行政機関、当事者及び家族などの関係者のみならず、広く様々な立場の方達が関わって進めていくことが必要であり、この指針により支援のネットワークのさらなる充実、強化を図るとともに、生きづらさを抱えている多くの方達に対して支援のメッセージを届けていきたいと考えております。

2 指針の期間

指針の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、県の関係部局における支援施策等、最新情報での更新が必要な箇所については毎年度の更新を行います。

3 支援の対象者

支援の対象者は、厚生労働省が示す定義による「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交流など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている人（※）」を基本としますが、6か月以上といった期間などにこだわることなく、生きづらさを抱えてひきこもり状態にある人を広く支援の対象とします。

（※出典：厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（H22.5月）より）

4 指針の構成

第2章で、本県におけるひきこもり支援の経緯をまとめます。

第3章で、本県のひきこもりに関する現状として、国や県における調査結果をまとめます。

第4章で、ひきこもり支援の課題を整理し、第5章で、ひきこもり支援のあり方として基本理念や支援の基本方針を記載し、第6章でひきこもり支援施策について記載しています。

第7章で、指針の推進体制について記載します。また、巻末で施策別の現状と課題等を整理しています。

5 指針の位置づけ

ひきこもり支援に関する県における関連計画としては次の計画があり、各計画とも連動して支援施策の相乗効果を図っていきます。

○ひきこもり支援について明記している他の計画等

- ・ 第8期岐阜県保健医療計画<2024～2029年度>
- ・ 第5期岐阜県地域福祉支援計画<2024～2029年度>
- ・ 岐阜県教育振興基本計画（第4次岐阜県教育ビジョン）<2024～2028年度>
- ・ 第4次岐阜県青少年健全育成計画<2021～2025年度>
- ・ ぎふ就職氷河期世代活躍支援プラン<2020～2024年度>

1 本県におけるひきこもり支援の取組

県では、岐阜県精神保健福祉センターに、ひきこもりに関する相談が目立ち始めたことを契機に、平成13年度に当事者も参加できる家族ミーティングを試行的に開始し、平成14年度に家族ミーティングや「ひきこもり講座」を開始しました。

平成28年度に、ひきこもり支援コーディネーターを配置した「岐阜県ひきこもり地域支援センター」を新たに開設し、ひきこもり支援策の検討や関係機関のネットワークづくりを目的に「岐阜県ひきこもり地域支援連携会議」を設置しました。

以降、電話・対面での相談支援、各圏域への巡回による相談支援、居場所づくり事業、多職種専門チームの派遣やひきこもりピアソーター養成等の人材育成、県民向けガイドブック・啓発カード配布による普及啓発など、ニーズに応じた多様な事業に取り組んできました。

<岐阜県精神保健福祉センター>

- 平成13年度 家族ミーティングの試行的な開始（本人も参加可）
- 平成14年度 家族ミーティングの開始（本人も参加可）
「ひきこもり講座」の開始
- 平成15年度 新規と継続のグループ別家族ミーティングの開始
- 平成18年度 本人のグループミーティングの開始
- 平成22年度 新規グループ参加者の募集を年2回に拡充

<岐阜県ひきこもり地域支援センター>

- 平成28年度 岐阜県ひきこもり地域支援センター開設（平成28年6月）
 - ・ひきこもり支援コーディネーターを2名配置（現3名）
 - ひきこもり支援策の検討や関係機関のネットワーク構築を目的に「岐阜県ひきこもり地域支援連携会議」を設置
 - 支援者研修会を開始
 - 巡回相談会、家族教室を開始
- 平成29年度 医療アセスメント、ライフプラン相談会を開始
- 平成30年度 県図書館で居場所づくり事業を開始
- 令和元年度 民生委員等を対象に「岐阜県ひきこもり等に関する状況調査」を実施。
 - ・調査報告書で「今後の施策の方向性」を示し、令和2～6年度の取組むべき支援施策を明示
 - 各圏域で「ひきこもり圏域会議」を開始
- 令和2年度 各圏域で居場所づくり事業を開始（飛騨圏域は令和3年度開始）
 - 多職種専門チーム支援事業を開始
 - ひきこもりソーター養成研修を開始
 - （令和4年度から「ひきこもりピアソーター養成研修」へ名称変更）
- 令和3年度 居場所に関する研修会を開始

- 令和4年度 オンラインでの居場所づくり事業を開始
各圏域での居場所づくり事業の開催回数を拡充
「居場所ネットワーク会議」を設置
就職氷河期世代のひきこもり支援推進事業（伴走型支援等）を開始
- 令和5年度 「ひきこもりサポートー養成講座（受講証の発行）」の開始
「岐阜県ひきこもり支援に関するニーズ調査」の実施
「岐阜県ひきこもり支援のあり方に関する指針」の策定

2 岐阜県ひきこもり地域支援センターについて

平成28年6月に設置した「岐阜県ひきこもり地域支援センター」は、ひきこもり状態にある当事者の社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とし、当事者や家族からの相談への適切な助言、居場所づくりや関係機関とのネットワークの構築に取り組んでいます。

【県ひきこもり地域支援センターの実施事業】

①相談支援	電話・対面相談、各圏域での巡回相談、 就職氷河期世代ひきこもり支援（相談、アセスメント、伴走支援）
②グループ ミーティング	本人・家族別の当事者会
③居場所づくり	圏域毎の居場所（対面）、オンライン居場所、居場所ネットワーク会議
④普及啓発	県民向け支援ガイドブック・啓発カード、居場所ブック、県民向け 「ひきこもり講座」
⑤人材育成	支援者向け研修会、多職種専門チーム支援、 支援者向けマニュアル、ひきこもりサポートー養成研修
⑥体制整備	岐阜県ひきこもり地域支援連携会議、ひきこもり圏域会議、 市町村への後方支援

【県ひきこもり地域支援センターの相談対応件数】

単位：人（延べ）

	H27※	H28※	H29	H30	R1	R2	R3	R4
電話相談	37	126	176	163	240	206	254	245
対面相談 (新規実人数)	39 (21)	135 (80)	201 (85)	221 (65)	321 (79)	325 (70)	418 (57)	489 (46)

※H27、H28.4～5月は精神保健福祉センター対応件数。

第3章 本県のひきこもりに関する現状

ひきこもり状態にある方の推計値は、内閣府が平成 27・30 年と令和 4 年に調査による推計値を出しています。また、県としては令和元年度に実態調査を、令和 5 年度にひきこもり支援に関するニーズ調査を実施しています。

1 国の調査結果

(1) 内閣府調査（平成 27 年・平成 30 年）

内閣府が、平成 27 年 12 月と平成 30 年 12 月に行った調査によれば、全国のひきこもり状態の方の推計は、15 歳から 39 歳の若者で約 54 万人、40 歳から 64 歳の中高年が約 61 万人とされています。これに基づき、県が算定した推計値では、県内でひきこもり状態にある方は 17,000 人とされています。

○内閣府調査（平成 27 年・平成 30 年）による県内推計値

	「ひきこもり状態にある人」の推計値		
	15～39 歳	40～64 歳	合 計
岐阜県	7,600 人	9,400 人	17,000 人
全 国	54.1 万人	61.3 万人	115.4 万人

※内閣府調査：

- ・15～39 歳：平成 27 年（2015 年）『若者の生活に関する調査』：出現率 1.57%
- ・40～64 歳：平成 30 年（2018 年）『生活状況に関する調査』：出現率 1.45%

<参考>内閣府調査におけるひきこもりの定義

こ も り ※	広 義 の ひ き	準ひきこもり	普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する
	狭義のひきこもり	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	
		自室からは出るが、家からは出ない	
		自室からほとんど出ない	

※内閣府調査（H27、H30、R4）では「広義のひきこもり」が推計の対象。

(2) 内閣府調査（令和 4 年）

内閣府が、令和 4 年 11 月に行った調査によれば、全国のひきこもり状態の方の推計は、15 歳から 64 歳で 146 万人とされています。

調査結果では、年齢別のひきこもり状態にある方は、15 歳～39 歳で 62 万人、40 歳～64 歳で 84 万人とされています。

また、男女別のひきこもり状態にある方は、15 歳～39 歳では男性 53.5%、女性 45.1%、40 歳～69 歳では男性 59.4%、女性 40.6% となっている一方で、40 歳～64 歳の中高年では男性 47.7%、女性 52.3% と女性が半数を超えていました。

また、ひきこもり状態になった主な理由として「新型コロナが流行したこと」が約 2 割を占めています。

この調査結果に基づき、県にて算定した結果、県内でひきこもり状態にある方は 22,000 人と推計されます。

○内閣府調査（令和4年）による県内推計値

	「ひきこもり状態にある人」の推計値		
	15～39歳	40～64歳	合計
岐阜県	9,000人	13,000人	22,000人
全国	62万人	84万人	146万人

※内閣府調査：令和4年（2022年）『子ども・若者の意識と生活に関する調査』

15～39歳：出現率2.05%、40～64歳：出現率2.02%

2 県ひきこもり地域支援センターでの相談対応の分析（令和元年度）

県ひきこもり地域支援センター（以下「センター」）では、本人及び家族の継続相談について丁寧に傾聴し、寄り添う支援に努めています。

平成28年6月から令和元年3月末までにセンターが対応した新規来所相談者225人の相談対応記録について分析しました。

（1）調査の概要

- 新規来所相談者225人を対象とし、相談記録から当事者の属性、ひきこもりの期間、ひきこもりとなったきっかけ、不登校の経験や就労の経験、受診歴、行動範囲等について分析した。

（2）調査結果

- 平均年齢は29.5歳で、年代別では20代90人（40.0%）、30代67人（29.8%）、10代31人（13.8%）の順に多い。
- 性別は男性179人（79.6%）、女性46人（20.4%）で、男性の方が多い。
- 新規来所時点でのひきこもり期間の平均は6.5年、相談者は両親が187人（83.1%）、家族と同居が212人（94.2%）。
- 不登校の経験者は94人（41.8%）で、最終学歴は、高校97人（43.1%）、大学以上54人（24.0%）、中学校45人（20.0%）の順に多い。
- 就労歴について、就労経験がない者は84人（37.3%）で、最長就労年数は1年未満が47人（20.9%）、1年以上3年未満が45人（20.0%）、3年以上が41人（18.2%）。
- ひきこもりに至ったきっかけと考えられることは【表1】のとおり。
- 精神科受診歴がある方は83人（36.9%）。
- 対象者を23歳以上の164名に限ると、精神科診断名がある方は61人（37.2%）。
- 最長就労継続年数と精神科診断名との関係では、3年以上就労した方に精神疾患を有する方が最も多かった。
- 行動範囲は、外出する方が163人（72.4%）、屋内46人（20.4%）、自室15人（6.7%）の順に多い。

（3）結果の分析

- 「岐阜県ひきこもり等に関する状況調査」（令和元年度）に比べると、センターは10代から30代まで、若い世代からの相談が多い状況であった。

- ・ ひきこもりに至ったきっかけでは、「学校での不適応」が多く、次に「短期の離職を含めた就職の失敗」が多いため、就学や就労でのつまずき等の原因に着目した支援が必要である。
- ・ ある程度就労した後に、離職してひきこもりの状態となった方たちの中には、精神科医療的な支援が必要な方が一定数いることが推察された。
- ・ センターへの相談者としては、若年層が多く、学歴は高卒以上、不登校の経験者が多い状況であったため、就学期から就労までの間にかけて途切れのない支援が必要である。

【表1】ひきこもりに至ったきっかけと考えられること

内 容	%	
小中学校で不登校	教育 41.3	11.1
高校で不登校・不適応・中退		12.9
大学・短大等で不適応・中退		17.3
短期で離職	就労 32.5	10.2
職場での不適応（ある程度働いた後）		14.7
就職失敗		7.6
精神障害	7.1	
身体疾患	2.7	
家族問題	2.7	
会社倒産	2.7	
その他	1.8	
不明	8.0	
未回答	1.2	

・令和元年度県ひきこもり地域支援センター調べ
新規来所者 225 人 (H28 年 6 月～R1 年 3 月末)

3 県の実態調査結果（令和元年度）

県では、ひきこもり対策の諸課題への対応を含む施策展開の基礎資料を得ることを目的に、令和元年度に「岐阜県ひきこもり等に関する状況調査」を実施しました。

（1）調査の概要

- ・ 民生委員・児童委員（主任児童委員を除く。以下「民生委員」という。）3,978 人にアンケート調査票を配布。
- ・ ひきこもり状態の方のプライバシーへの配慮から、民生委員は、令和元年 7 月時点で担当地区において把握している情報により回答いただき、該当者宅への戸別訪問や関係機関等への照会は行っていない。
- ・ 有効回答が得られた民生委員の人数は 2,655 人であり、民生委員が把握していたひきこもり状態の方の人数は 1,174 人であった（出現率※は 0.10%）。

※出現率：県内の 15 歳～64 歳の人口に占める、ひきこもり状態の方の割合

(2) 調査結果

- ・ ひきこもり状態の方の年代は、40歳代（32.7%）、50歳代（22.5%）で半数以上を占めており、中高年が多い。
- ・ ひきこもりに至った経緯は、10歳代及び20歳代は不登校、30歳代は失業や不登校、40歳代及び50歳代は失業が多い。
- ・ ひきこもり状態の期間は、30歳代から60歳代では約4割が10年以上と長期に渡っている。
- ・ 民生委員が受けた相談は、40歳代は就労について、50歳代は経済的困窮についての内容が多い。
- ・ ひきこもり状態の方は、男性915人（77.9%）、女性250人（21.3%）であり、8割近くが男性。
- ・ 民生委員を対象とした他県調査においても、男性が約7割を占めるなど、男性の割合が高い傾向にある（男性の割合：岩手県：71.0%、長野県：72.9%、大阪府：6割強、大分県：68.0%、佐賀県：60.4%、茨城県：74.6%、山梨県：64.0%、島根県：71.0%、山形県：65.0%）

4 県のひきこもりに関する支援ニーズ調査結果（令和5年度）

県ひきこもり地域支援センターにおいて、今後のひきこもり支援施策に反映するための基礎資料を得ることを目的に、ひきこもり支援機関の支援状況や課題・ニーズの把握に向けて、令和5年10月～11月に「岐阜県ひきこもり支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(1) 調査の概要

- ・ 県相談機関、市町村（ひきこもり、高齢福祉、生活困窮の担当課）、保健所、県社会福祉協議会、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、居場所実施機関、民間ひきこもり相談支援機関の計261機関に対し、令和4年度の支援状況についてアンケート調査を実施。
- ・ 回答総数は151機関、有効回収率は57.9%。回答機関は、市町村73機関（48.3%）、民間支援団体21機関（13.9%）、地域包括支援センター18機関（11.9%）、社会福祉協議会17機関（11.3%）、基幹相談支援センター8機関（5.3%）、県関係7機関（4.6%）。

(2) 調査結果

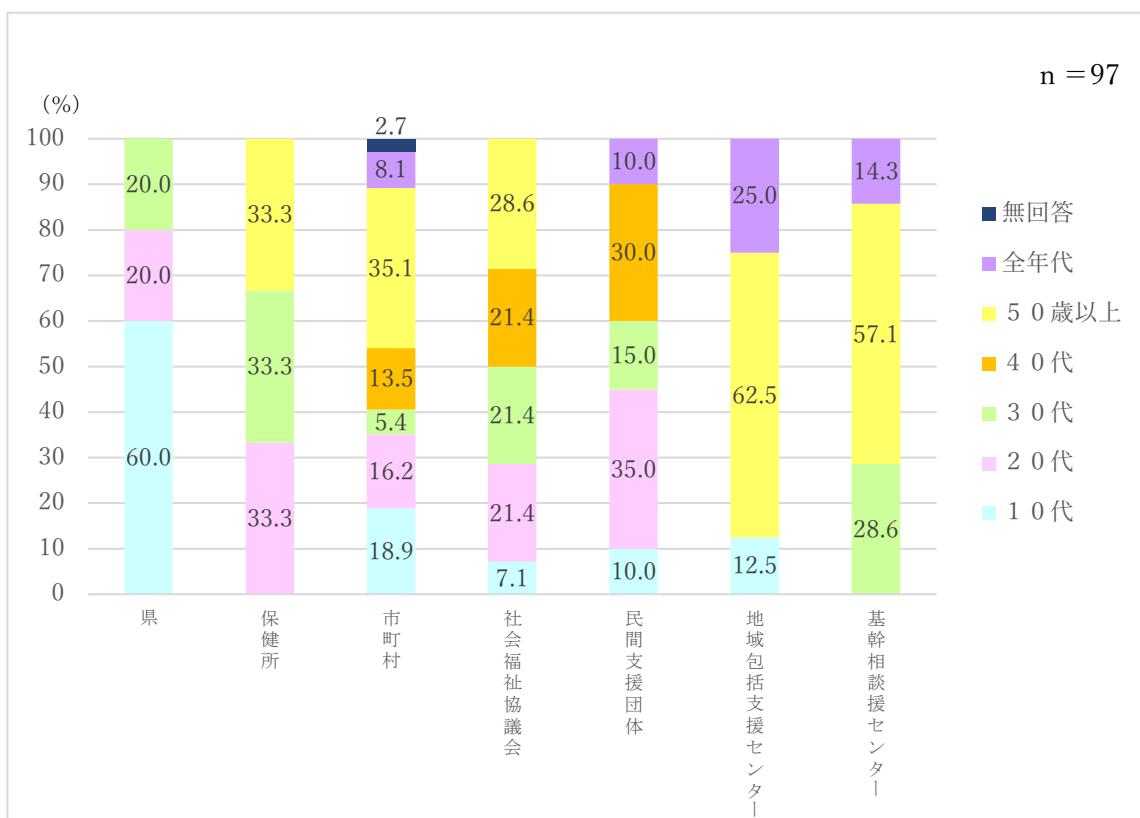
- ・ 支援職員の保有資格は、社会福祉士が21.6%と最多で、次いで保健師が18.5%、精神保健福祉士が12.5%の順。
- ・ 令和4年度のひきこもりに関する相談・支援の有無は97機関（64.2%）が「あった」と回答（民間支援団体は95.2%、基幹相談支援センターは87.5%、保健所は85.7%、社会福祉協議会は82.4%、市町村は50.7%で相談・支援があったと回答）。
- ・ 支援対象は、家族が70.1%で最も多く、本人と家族の同程度が17.5%、本人が12.4%。
- ・ 相談・支援があった97機関のうち、「他機関へ紹介・案内があった」と回答した80機関（82.5%）における紹介・案内先の機関は、市町村（障害福祉関係）が41.3%と最も多く、次いで県精神保健福祉センター及び就労支援機関の32.5%。

- 相談・支援があった 97 機関における対象者の年代は、50 歳以上が 28.9%で最も多く、次いで 20 代が 19.6%。市町村では、相談・支援したケース 37 人のうち 13 人が 50 歳以上と 35.1%を占めている。【表2】【図1】

【表2】ひきこもりの相談・支援ケースにおける対象者の年代

対象者の年代 (機関数)	10代	20代	30代	40代	50歳 以上	全年代	無回答	全体
県	3	1	1	0	0	0	0	5
保健所	0	2	2	0	2	0	0	6
市町村	7	6	2	5	13	3	1	37
社会福祉協議会	1	3	3	3	4	0	0	14
民間支援団体	2	7	3	6	0	2	0	20
地域包括支援センター	1	0	0	0	5	2	0	8
基幹相談支援センター	0	0	2	0	4	1	0	7
合計	14	19	13	14	28	8	1	97
パーセンテージ(%)	14.4	19.6	13.4	14.4	28.9	8.2	1.0	100.0

【図1】ひきこもりの相談・支援ケースにおける対象者の年代



- ・本人の社会参加に必要であると考える支援は、短時間／短期間の就労体験(61.6%)が最も多く、次いで伴走型の就労支援(57.0%)、地域での役割出番づくり(46.4%)の順。
- ・本人及び家族にとって「相談のしやすさ」で必要なことは、相談窓口の分かりやすさが(78.8%)と最も多く、次いで窓口対応者の対応(78.1%)、窓口対応者のひきこもりの理解度(73.5%)の順。

【表3】

【表3】本人及び家族にとって「相談のしやすさ」で必要なこと

相談のしやすさ (機関数)	相 談 窓 口 のわか りやす さ	相 談 窓 口 のわか りやす さ	窓 口 対 応 者 の 対応	窓 口 対応 者 のひき こもりの理 解度	土・日・夜 間 の相談 窓 口 の開 設	SNS・メ ール で の相談 シス テム	訪 問 支 援	その他
行政(87 機関)	69	65	60	26	39	47	4	
行政以外(64 機関)	50	53	51	29	42	33	6	
合計	119	118	111	55	81	80	10	
パーセンテージ(%)	78.8	78.1	73.5	36.4	53.6	53.0	6.6	

- ・本人への支援課題を考えるものは、支援員の経験不足(57.6%)が最も多く、次に相談窓口を含む情報不足(55.0%)、支援員不足(55.0%)及びひきこもりに特化したサービスがないこと(55.0%)の順【表4】。

【表4】本人への支援における課題

【本人】支援課題(機関数)	行政 (n=87)	行政以外 (n=64)	合計 (n=151)	%
相談窓口を含む情報不足	45	38	83	55.0
支援員不足	47	36	83	55.0
支援員の経験不足	50	37	87	57.6
運営資金の不足	11	18	29	19.2
支援員の入れ替り	38	30	68	45.7
社会のひきこもりへの理解不足	38	39	77	51.0
ひきこもりに特化サービスがないこと	49	33	82	55.0
その他	6	6	12	7.9

5 当事者・家族からの意見聞き取り結果（令和5年度）

今後のひきこもり支援の検討に当たって、県内におけるひきこもり当事者や家族の意見を把握するため、令和5年度に県ひきこもり地域支援センターが意見聴取を行いました。いただいた主なご意見は次のとおりです。

（1）当事者からのご意見（30歳代男性・40歳代女性・50歳代男性）

① 支援者に望むこと

- ・ 支援者へ望むこととして、支援者がひきこもりの知識、理解、相談経験が不足していると対応は難しいと思います。
- ・ ひきこもり経験者の言葉には重みがあり、ヒントがあると思います。支援者がひきこもり講座等に参加し、経験者の話を聞く機会を持ち、対応力、相談スキルを向上して欲しいです。
- ・ 相談窓口に行くと、現在ある制度に当てはめた提案をし、ルートを提示されておしまいにされることが多いです。しかし、自分たちの問題はそれでは解決しません。自分たちは制度から落ちこぼれた『難民』であると思います。
- ・ 相談窓口では、まずは、問題をすぐに解決しようとするのではなく、ひきこもりの人の声にならない声を傾聴し、無力感に共感して欲しいため、ひきこもり体験から生まれる「もやもや」を聞いてもらい、言語化できることが大切だと思います。

② 居場所支援について

- ・ 居場所支援について、家族間は閉じられているので家庭以外の場所として居場所が必要です。交流することで他の人の考え方につなげることができます。
- ・ すでに出来上がった環境や居場所に馴染むことは元々苦手で難しいですが、場よりもそこにどのような人がいるかが大事です。
- ・ 他者の意見に耳を傾けられるように、本人同士や、他にも色々な立場の人との交流の場があるとよいと思います。
- ・ 女性を対象とした少人数の居場所があれば参加したいです。

③ ピアソーター活動について

- ・ ピアソーター活動について、私自身、社会体験が不足していたので、主体的に考えて状況を判断し動くことはまだまだ難しいです。誰かの指示があった方が動きやすいです。
- ・ ソーター活動していても、今でもいつ、またひきこもるかもしれないという崖っぷちに立っている状態です。この感覚はいつもいつまでたっても消えません。しかし、自分の体験を話す機会や、本人として意見を発信するセンターでのピアソーター活動を通じて人の役に立つことができます。今後も役割を果たしていきたいと思います。

④ ひきこもり支援全般等について

- ・ コロナ前後の変化として、ひきこもりの生活は、コロナによる影響は少なかったですが、一方で、社会がコロナ前に戻ってくると、ひきこもりも目立ってくるため、社会に紛れることが難しくなり、ひきこもりがまた浮彫りになってくるように思います。
- ・ 支援全般について、当事者抜きでいろいろなことを進めないで欲しいと思います。
- ・ 行政は解決策ありきで実績を求めがちです。数字で表したり、評価することが難しいのが「ひきこもり」であることを理解してほしいです。

(2) 家族からのご意見（50歳代女性・70歳代女性・80歳代男性）

① 支援の中で助けになったこと

- センターでの個別相談で相談を受けることにより、当事者である子供や家族の心が楽になっていました。経緯がありました。
- 相談に対して、無理にゴールに導くのではなく、ゆっくりと、私たちのペースに合わせて見守りながら一緒に歩いてくれたようなイメージです。
- 家族の集まりのグループミーティングでは、自分の家庭のことを話すことで、心の整理ができ、他のご家族の話を聞くことで客観的に自分の家族について考えるきっかけにもなりました。
- 私自身は、ひきこもりピアサポーターとして活動しています。それは役に立ちたいと思うからですが、結果的には活動を通じて、私が癒される場面も多くありました。ピアサポート一回できっと気持ちを分かち合えるからだと思います。
- 一番よかったのは親がセンターに繋がったことで、同じ家族同士話することで自分の気持ちを収めて整理してきました。気持ちをさらけ出して分かち合える場があり良かったです。

② 支援者に望むこと

- これまで相談機関を6カ所くらい利用しましたが、毎回、はじめに同じ話（経緯や現況）をするのは辛い話することになるので心理的に負担が大きいです。相談機関同士で情報を共有するなど工夫して欲しいです。
- 紹介されて別の相談機関に行ってみましたが、紹介元と紹介先とで話が繋がっていなかったのでショックでした。相談に行くことはとてもエネルギーのいることを知って欲しいし、相談機関同士が連携して欲しいです。
- 窓口に行き相談した時、担当者はひきこもりの理解がなく対応にがっかりしました。もう少しひきこもりや相談に来ている家族の気持ちを勉強して欲しいです。

③ 希望する支援や行政に望むこと

- 分かりやすい情報提供や支援につながろうとする時に支援のネットワークがあるとよいと思いました。
- 最初は母ばかりが相談して父は定年してからやっと関わる家庭も多いと思います。父親も一緒に参加できるような工夫があるとよいと思います。
- ピアサポーターの活動をしていることを子どもにも話し、間接的に関わってもらっています。ひきこもる本人の意見も何らかの形で活かせるとよいと思います。
- 地元に相談に行く時は、職員に知り合いがないか気になってしまい、正直嫌だなという気持ちもあります。広域的に相談できる場があると話しやすいです。

④ 地域社会に望むこと

- ひきこもりの言葉 자체が理解されている様で理解されていないと感じます。怠けや甘えだと思われていて、世間にひきこもりの理解が広がって欲しいと思います。
- 今は地域が閉ざされていると思います。親亡き後に本人が一人で暮らせるサポートをどうしたらよいか一緒に考えていくと良いと思います。
- ひきこもりに対する偏見を感じるので、どうしても近所には知られたくない気持ちがあります。できれば本人を知らない他人や第三者に関わってもらった方が、本人も安心して相談できると思います。

1 ひきこもりの背景や要因等の複雑化・多様化

- ひきこもり支援の対象となる年齢層は幅広く、その背景や要因、現在置かれている状況は複雑化、多様化しており、不登校、生活困窮、就職氷河期世代、孤独・孤立、8050問題等、教育・行政分野の広範に及ぶため、それぞれの専門分野における対応とともに、各分野を横断した関係機関の連携による対応が必要です。
- 令和元年度に実施した「岐阜県ひきこもり等に関する状況調査」の後に、新型コロナ等の新たな社会問題が生じており、刻々と変化する社会情勢や支援ニーズを踏まえ、現状の支援策を再点検し、最新の動向を踏まえた施策の実施が必要です。
- 各種の調査結果を踏まえて、若年層、中高年、女性等、対象者の属性やニーズに合致した重点的な支援施策の提供が必要です。

2 多種多様な支援の担い手の養成・確保

- 地域全体でひきこもりを正しく理解し、温かく受け止めていただける気運を醸成し、支援の裾野を広げ、早期に必要な支援につなげるため、地域における理解者の養成が必要です。
- 支援のニーズは刻々と変化しており、当事者の気持ちを理解し、寄り添うことのできる支援人材の資質向上や、ひきこもり経験者等による担い手の確保を図っていく必要があります。

3 持続的な個別支援と身近なコミュニティの役割

- 当事者に寄り添って、ひきこもりの状態となった背景の理解に努め、その時期やきっかけ等にも着目し、個々の生活環境やニーズに応じたサポートを長く提供していく必要があります。
- 市町村においては、ひきこもり相談窓口の明確化・周知、実態やニーズの把握、市町村プラットフォームの設置・運営等が求められており、市町村同士の共同による事業展開等も視野に入れ、住民に最も身近なコミュニティとして個々の当事者への持続的な支援が必要です。
- 市町村等の相談支援体制を支えるために、県ひきこもり地域支援センターや保健所においては、広域的、専門的かつ技術的拠点として、関係機関の後方支援機能としての役割が一層重要なとなります。

4 普及啓発の一層の充実

- ひきこもりに関する関係機関の取組みについて、より幅広い多くの県民に分かりやすくお伝えし、早期の相談や支援につなげるための情報発信のあり方等について検討し、ひきこもりの偏見をなくし、学校や地域等において正しい理解の促進、普及啓発等を図っていく必要があります。

1 基本理念（めざす姿）

ひきこもりに関する支援においては、経済的困窮など直面する喫緊の課題に即応していく必要がある一方で、長期化、高年齢化を見据え、長期的な視点に立って息長い支援を持続的に行っていくことが求められます。

ひきこもりの当事者やご家族が社会から孤立することなく、地域で不安なく暮らしていくことができるよう、地域全体でひきこもりを正しく理解し、温かく受け止めていただける共生社会の実現を目指して、支援策を講じていく必要があります。

＜基本理念（めざす姿）＞

- ひきこもりの本人には、ひきこもらざるを得ない深刻な事情があるため、その生きづらさを理解することに努め、家族も含めて社会的に孤立することがないよう、本人や家族に寄り添ってつながり続け、地域や関係者が全体で支え合うことで安心して暮らせる共生社会をめざす。



＜それぞれの立場における「めざす姿」＞

- 本人：本人が望む生き方を選択でき、自分らしく生きることができる。
- 家族：家族が社会的に孤立することなく、本人の状況を理解しサポートできる。
- 県民：ひきこもりを正しく理解し、必要な時に早期に相談機関につながり、本人や家族に支援が届かないことによるひきこもりの長期化を防ぐことができる。

2 ひきこもり支援の基本方針

ひきこもりの状態にある方が安心して過ごせる居場所や、自らの役割を感じられる機会があることが生きていくための基礎になり、その積み重ねによって社会とのつながりを回復できます。

ひきこもりに至ったきっかけや要因は一人ひとり様々であり、支援ニーズは段階に応じて変化するため、寄り添い続けて適切なタイミングで適切な支援を行うことが必要です。

ひきこもり状態にある方や家族の悩みをしっかりと受け止め、社会全体で包括的に支援を届けていくことが必要です。

＜ひきこもり支援の基本方針＞

- ① 支援機関の専門性を生かしつつ分野を横断した連携による支援を推進する
- ② 多種多様な支援のニーズに対応する担い手を養成、確保する
- ③ 本人及び家族への地域における切れ目ない持続的な支援を推進する
- ④ 本人の自立と尊厳、家族の尊厳が守られる包括的な支援を推進する

1 支援の施策体系

ひきこもり支援の課題 (P13)	ひきこもり支援の基本方針 (P14)	重点対策と具体的な取組 (P16~20)
1 ひきこもりの背景や要因等の複雑化・多様化	① 支援機関の専門性を生かしつつ分野を横断した連携による支援を推進する	(1) 官民協働のネットワークによる多種多様な支援 (2) 変化する支援ニーズを的確に捉えた支援 (3) 対象者の属性やニーズに合致した重点的な支援 ①ひきこもりに悩む若者への支援 ②ひきこもりに悩む中高年への支援 ③ひきこもりに悩む女性への支援
2 多種多様な支援の担い手の養成・確保	② 多種多様な支援のニーズに対応する担い手を養成、確保する	(4) ひきこもり支援の人材養成
3 持続的な個別支援と身近なコミュニティの役割	③ 本人及び家族への地域における切れ目ない持続的な支援を推進する	(5) コミュニティでの持続的な支援体制の構築
4 普及啓発の一層の充実	④ 本人の自立と尊厳、家族の尊厳が守られる包括的な支援を推進する	(6) 県民への普及啓発、相談窓口の更なる周知

2 重点対策と具体的な取組

(1) 官民協働のネットワークによる多種多様な支援

県内の民間支援団体は、個別相談、家族会や居場所の開設、働き方体験、農園体験など地域に根差した多種多様な支援を持続的に展開されています。

ひきこもり支援は、不登校、生活困窮、就職氷河期世代、孤独・孤立、8050問題等、広範な分野に及ぶため、各機関における専門分野での支援のみならず、ひきこもりの課題全般を把握した有機的連携による支援が必要です。

また、令和5年度「岐阜県ひきこもり支援に関するニーズ調査」(以下「支援ニーズ調査(R5)」)によれば、令和4年度に相談・支援があった97機関のうち、市町村(障害福祉関係)、県精神保健福祉センター、就労支援機関、社会福祉協議会(生活困窮者自立支援関係)等の他機関を紹介・案内したのは80機関と多く、関係機関のネットワークの強化による相談への重層的な対応が求められます。

<具体的な取組> ※【】は実施機関

- 医療・福祉・就労等機関、NPO法人等支援団体、学識者、市町村、県関係部局等により構成する「岐阜県ひきこもり地域支援連携会議」の開催【保健医療課】
- 民間支援団体同士で構成する「居場所ネットワーク会議」の開催【県ひきこもり地域支援センター(以下「センター」)】
- 「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」による会議開催【地域福祉課】
- 生活困窮者自立支援制度(就労準備支援事業)【地域福祉課】、孤独・孤立対策官民連携事業費補助金【地域福祉課】、就職氷河期世代のひきこもり支援推進事業【センター】等、多様な課題への隙間ない支援の提供

(2) 変化する支援ニーズを的確に捉えた支援

「支援ニーズ調査(R5)」によれば、相談支援機関の支援対象者について家族が70.1%であったこと、また、本人への支援について「SNS・メール相談、家族会、当事者会、グループワーク、居場所・フリースペース」では、行政機関以外からの提供が多い状況でした。

社会情勢により日々変化する支援ニーズを的確に捉え、本人やご家族の社会的孤立を防ぐため、安心して交流することができる居場所や、地域や社会との関わりを持つての実体験の機会の提供等の環境整備について官民が協働して進める必要があります。

<具体的な取組>

- オンライン形式を含む本人及び家族の居場所づくり【センター】
- 発達障がい者オンライン・ピアサポート事業の実施【県発達障害者支援センター、圏域発達障がい支援センター】

(3) 対象者の属性やニーズに合致した重点的な支援

①ひきこもりに悩む若者への支援

県ひきこもり地域支援センターの相談者のうち新規来所者（H28.6月～R1.3月）のひきこもりに至ったきっかけを見ると「小学校から大学までの不登校、不適応」が最も多く（41.3%）、次いで就労（32.5%）となっており、若年層への重点的な対策が必要です。

不登校等をきっかけとしてひきこもりとなり、それが長期間に及ぶことを防ぐため、不登校児童やその保護者への早期支援、学校卒業・中退後の子どもたちへの切れ目ない支援が必要です。

また、児童福祉法における支援対象者にひきこもりに関する支援が必要となる場合等は、子ども相談センター、県ひきこもり地域支援センター及び市町村福祉担当部局等の連携により、継続的な支援に取り組んでいく必要があります。

＜具体的な取組＞

- ひきこもりに悩む本人への伴走型支援、対応に悩む家族への電話・面談による助言及び学習会の開催【センター】
- ひきこもり、不登校等の子ども・若者に対する効果的な支援の円滑実施を目的に「子ども・若者支援地域協議会」を開催【私学振興・青少年課】
- 39歳までの青少年を対象として電話、面談等により、いじめ、ひきこもり、障がい、就労等の青少年の悩みに対応【県青少年SOSセンター】
- 高等学校段階の不登校・ひきこもり状態の生徒等を対象とした相談、居場所づくり等を実施【県教育支援センター（Gープレイス）】
- 子ども相談センターにおける子どもに関する相談全般への対応【子ども家庭課】
- ニート等の若者に対するメンタルカウンセリング、就業体験等の実施【県若者サポートステーション】
- 発達障がい（疑い含む）のある、ひきこもりに悩む本人や家族への電話・面談による相談に対応【県発達障害者支援センター・圏域発達障がい支援センター】
- 医療・福祉・就労等機関、NPO法人等支援団体、学識者、市町村、県関係部局等により構成する「岐阜県ひきこもり地域支援連携会議」の開催（再掲）【保健医療課】
- 圏域の市町村・保健所・民間支援団体等が参加する「ひきこもり圏域会議」の開催（再掲）【センター】

②ひきこもりに悩む中高年への支援

令和元年度「岐阜県ひきこもり等に関する状況調査」（以下「状況調査（R1）」）によれば、ひきこもり状態の方は40歳代から50歳代が最も多く、10年以上のひきこもり期間の方が約4割を占めています。

また、「支援ニーズ調査（R5）」によれば、令和4年度に相談・支援に対応した97機関において、50歳以上の方への対応ケースが28.9%と、他の年代と比較して最も多い状況でした。

そのため、中高年を対象としたきめ細かな支援が必要であり、8050 問題への対応等、親の高齢化に伴う将来の不安や心と体の健康への支援、就職氷河期世代のひきこもり支援など、中高年に特有の困りごとの解決に向けた具体的な対策が必要です。

また、市町村が設置する「地域包括支援センター」や、居宅介護支援事業所等におけるケアマネージャー等においては、高齢者への様々な支援を行う中でひきこもりの当事者に接する可能性があるため、連携した支援の展開が必要です。

＜具体的な取組＞

- ひきこもりに悩む本人への伴走型支援、対応に悩む家族への電話・面談による助言及び学習会の開催（再掲）【センター】
- ひきこもりの長期化や親の高齢化による経済的不安に向けた「ライフプラン学習会・相談会」の開催【センター】
- 就職氷河期世代に向けた「就職氷河期世代ひきこもり支援推進事業（個別相談、アセスメント、同行支援による伴走型支援）」の実施（再掲）【センター】
- 独居老人宅における対話や家事援助等の友愛訪問活動を行う単位老人クラブへの支援【高齢福祉課】
- 近隣の認知症サポートー等による認知症の人や家族に対する心理・生活面の早期支援等に向けた「チームオレンジ・コーディネーター研修等事業」の実施【高齢福祉課】
- 発達障がい（疑い含む）のある、ひきこもりに悩む本人や家族への電話・面談による相談に対応（再掲）【県発達障害者支援センター・圏域発達障がい支援センター】
- 圏域の市町村・保健所・民間支援団体等が参加する「ひきこもり圏域会議」の開催（再掲）【センター】

③ひきこもりに悩む女性への支援

「令和4年11月内閣府調査」によると、40歳～64歳の中高年におけるひきこもり状態にある方は女性が半数を超えるなど、主婦や家事手伝い等を含めてひきこもり状態にある女性の存在が顕在化しており、女性が相談しやすい支援体制の整備等が必要です。

＜具体的な取組＞

- ひきこもりに悩む本人への伴走型支援、対応に悩む家族への電話・面談による助言及び学習会の開催（再掲）【センター】
- 女性が相談、参加しやすい居場所づくり事業【センター】

(4) ひきこもり支援の人材養成

「支援ニーズ調査（R5）」によれば、「本人及び家族にとっての相談のしやすさ」として、相談窓口の分かりやすさ（78.8%）に並び、窓口対応者の対応（78.1%）、窓口対応者のひきこもりの理解度（73.5%）が必要と考えられています。

また、本人への支援課題として、支援員の経験不足（57.6%）、相談窓口を含む情報不足（55.0%）、支援員の不足（55.0%）が上げられており、ひきこもり支援に関わる方達がひきこもりへの理解を一層深め、関係機関との連携の下、幅広い多様な支援を提供していく必要があります。

特に、相談窓口での対応業務は、本人や家族にとって最初に接する入口となることから、支援員の確保とともに対応者の相談対応スキルアップに特化した研修等が求められます。

また、当事者や家族の気持ちに共感し寄り添うことができるピアサポートの養成や、早期に的確な相談窓口に繋げることができるよう、地域におけるひきこもりの理解者の養成が必要です。

＜具体的な取組＞

- 多職種支援チーム（精神科医・心理士、社会福祉士等）の支援機関への派遣【センター】
- 「支援者研修会」や「居場所に関する研修会」の開催【センター】
- ひきこもりピアサポートの養成と活躍の場の提供【センター】
- 県民向け「ひきこもりサポーター養成講座（受講証発行）」の開催【センター】
- 支援者向け「相談支援ハンドブック」の作成・配布【センター】

(5) コミュニティでの持続的な支援体制の構築

市町村においては、ひきこもり相談窓口の周知・明確化、支援対象者の実態やニーズ把握、ひきこもり支援に関する「市町村プラットフォーム」¹の設置・運営等が求められています。

地域においてひきこもりへの関心と理解を深めていただくとともに、生活困窮者支援、重層的支援体制整備、地域包括支援センターでの高齢者支援等とも連動して、身近なコミュニティにおける総合的な相談・支援体制の整備が必要です。

また、当事者にとっては、居住している市町村など、身近な場所にある相談窓口や居場所等を利用しづらい面があるため、居住地のみに限らない広域でのサポート体制を構築していくことが求められます。

県ひきこもり地域支援センターや保健所においては、こうした市町村の支援体制構築に向けて、後方支援等、連携体制の充実が必要です。

¹ 市町村プラットフォーム：様々な関係機関のネットワークを活用して、主に社会参加に向けた支援を必要とする方を対象にした個別ケースの具体的な支援プランの作成等に関する情報共有や、当該地域における対応方針の検討等を行う場としての機能をもつ会議体等のこと。

<具体的な取組>

- 県内 42 の全市町村における、ひきこもり相談窓口の周知・明確化、支援対象者の実態やニーズ把握、ひきこもり支援に関する「市町村プラットフォーム」の設置・運営
- 圏域の市町村・保健所・家族会・民間支援団体等が参加する「ひきこもり圏域会議」の開催（再掲）【センター】
- 市町村の相談会等への技術援助【センター】
- 市町村の居場所立ち上げへの技術援助【センター】

(6) 県民への普及啓発、相談窓口の更なる周知

「状況調査（R1）」によれば、本人が相談や支援につながっている割合が低く、相談ができるにいる状況が見られます。また、「支援ニーズ調査（R5）」によれば、「本人及び家族への支援課題」として、「社会のひきこもりへの理解不足」の割合も多いこと等から、県民の理解を深めていくための普及啓発の強化が必要です。

当事者やご家族が早期に専門的な窓口につながるよう、ひきこもりに関して当事者、ご家族、支援機関のみならず、地域社会全体で安心して見守る体制が採られるよう、積極的な情報発信や普及啓発に取り組むことが必要です。

<具体的な取組>

- ひきこもりの正しい理解に向けた「リーフレット」、相談機関へつなぐための「啓発カード」、「支援ガイドブック」、各圏域の居場所を掲載した「ひきこもり居場所ブック」の作成・配布【センター】
- 県ホームページ等により相談窓口を案内【センター】
- ひきこもりの知識、理解を深めるための県民向け「ひきこもり講座」の開催【センター】

1 指針の推進体制

ひきこもり支援に係る切れ目のない包括的支援体制に向けて、県、市町村、民間支援団体等の支援機関相互の有機的連携の下、本指針の推進を図ります。

また、施策の展開にあたっては、「岐阜県ひきこもり地域支援連携会議」において支援策の点検・評価を行うことで、社会的なニーズを的確に捉えた新規施策等の取組みを進めます。

<支援体制>

区分	体制等
県	<ul style="list-style-type: none">・県内のひきこもり支援の拠点機関の設置（県ひきこもり地域支援センター）・県内の関係機関と連携した課題、施策の協議（県ひきこもり地域支援連携会議）・市町村における支援体制構築への後方支援、技術援助
圏域・市町村	<ul style="list-style-type: none">・圏域の特性や社会資源を生かしたネットワークづくり（ひきこもり圏域会議）・市町村の関係課が連携した包括的支援体制の構築（市町村プラットフォーム）

資料

令和5年度岐阜県ひきこもり地域支援連携会議 構成員

○構成員

(敬称略)

区 分	所 属	職 名 等	氏 名
1	学識者	中部学院大学人間福祉学部	学部長・教授 飯尾 良英
2		岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター 発達精神医学研究所	顧問 高岡 健
3	医 療	岐阜県精神科病院協会	精神保健福祉士 岩倉 美妃
4	支援者	N P O 法人仕事工房ポポロ	理事長 中川 健史
5		N P O 法人つむぎの森	代表理事 豊永 利香
6		一般社団法人サステイナブル・サポート	代表理事 後藤 千絵
7	青少年	岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”	所長 原 浩介
8		岐阜県環境生活部私学振興・青少年課	課長 若宮 靖範
9		岐阜県青少年S O S センター	センター長 橋本 義治
10	福祉	岐阜県社会福祉協議会	生活支援部長 渡辺 順直
11		岐阜県居宅介護支援事業協議会	主任介護支援専門員 市原 加代
12		恵那市医療福祉部社会福祉課	課長 沼田 武利
13		岐阜県健康福祉部地域福祉課	課長 一柳 秀樹
14		岐阜県健康福祉部高齢福祉課	課長 篠田 芳己
15		岐阜県健康福祉部障害福祉課	課長 熊谷 真一郎
16		岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課	課長 塚腰 良寛
17		岐阜県発達障害者支援センター	課長 谷口 雅美
18		岐阜県中央子ども相談センター	所長 伊佐地 常範
19	保 健	岐阜県市町村保健活動推進協議会保健師部会	副部会長 山崎 佐知子
20		岐阜県保健所長会	恵那保健所長 加納 美緒
21	教 育	岐阜協立大学	教授 山田 武司
22		岐阜県教育委員会学校安全課	課長 酒井 猛
23	労 働	岐阜労働局職業安定部訓練課	課長補佐 池尾 義之
24		岐阜県若者サポートステーション	センター長 鵜飼 数正
25		岐阜県商工労働部労働雇用課	課長 桑原 秀幸
26		岐阜県商工労働部産業人材課	課長 渡辺 尚史
27	警 察	岐阜県警察本部生活安全総務課	課長 谷口 満治
28	当事者・家族	ひきこもりピアサポートー（当事者）	
29		ひきこもりピアサポートー（家族）	

○事務局

30	岐阜県健康福祉部保健医療課
31	岐阜県ひきこもり地域支援センター（岐阜県精神保健福祉センター）

資料 施策別の現状と課題、方向性について（令和6年12月末現在）

【事業区分：体制整備】

事業名	岐阜県ひきこもり地域支援連携会議
事業区分	体制整備
担当課	保健医療課
実施主体	保健医療課
事業内容	ひきこもり支援の方向性や支援施策、地域における支援体制の構築等を検討し、関係機関の連携による支援の一層の充実に向けて「岐阜県ひきこもり地域支援連携会議」を開催
事業開始	平成28年度

現状及び実績

県におけるひきこもり支援の方向性や支援施策、支援体制の構築、関係機関が行うひきこもり支援に関する事業の評価・助言等のために、学識者、医療機関、民間支援団体、青少年・福祉・保健・教育・労働等の関係機関、警察、行政、当事者・家族等から構成する「岐阜県ひきこもり地域支援連携会議」を年1回開催しています。

<構成員>

	区分	機関・団体名
1	学識者	中部学院大学
2		岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター発達精神医学研究所
3	医療	岐阜県精神科病院協会
4		NPO法人仕事工房ボボロ
5	支援者	NPO法人つむぎの森
6		一般社団法人サステイナブル・サポート
7		岐阜市子ども・若者総合支援センター“エールぎふ”
8	青少年	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課
9		岐阜県青少年SOSセンター
10		岐阜県社会福祉協議会
11		岐阜県居宅介護支援事業協議会
12		市町村ひきこもり支援担当課
13		岐阜県健康福祉部地域福祉課
14	福祉	岐阜県健康福祉部高齢福祉課
15		岐阜県健康福祉部障害福祉課
16		岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
17		岐阜県発達障害者支援センター
18		岐阜県中央子ども相談センター
19	保健	岐阜県市町村保健活動推進協議会保健師部会
20		岐阜県保健所長会
21	教育	岐阜協立大学
22		岐阜県教育委員会学校安全課
23		岐阜労働局
24	労働	岐阜県若者サポートステーション
25		岐阜県商工労働部労働雇用課
26		岐阜県商工労働部産業人材課
27	警察	岐阜県警察本部生活安全総務課
28	当事者・家族	ひきこもりピアサポーター

評価・課題

ひきこもりの方の年齢層は幅広く、不登校、生活困窮、就職氷河期世代、孤独・孤立、8050問題など、教育・行政の広範な分野に及ぶため、各分野の関係機関の連携の下で、支援のあり方についての検討や事業展開に取り組んでいます。

今後の方向性

県におけるひきこもり支援の取組状況や課題、支援施策等を検討し、関係機関のネットワークづくりを行う場として、今後も継続して開催していきます。

事業名	ひきこもり圏域会議
事業区分	体制整備
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	圏域や市町村ごとに総合的な相談・支援体制の整備を図るため、市町村、保健所、家族会、民間支援団体等が参加する圏域会議を開催する。
事業開始	令和元年度

現状及び実績

身近な地域におけるひきこもりの相談支援体制整備の推進を図るため、5圏域において開催しています。地域特性に応じて市町村、保健所、民間支援団体、社会福祉協議会、県事務所等で構成し、情報共有や意見交換、事例検討等を行っています。

また、市町村においては、ひきこもり相談窓口の周知及び明確化、ひきこもり支援に関するプラットフォームの設置・運営の推進を行っています。

<圏域会議実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施(回)	9※ ¹	10	5	2※ ²
参加者(延人数)	119	124	92	89

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回中止

※2 5圏域を2地区に分け、WEB開催

<市町村相談体制>

内容	実施市町村数	実施率
相談窓口の周知	40	95.2%
相談窓口の明確化	41	97.6%
プラットフォームの設置	42	100.0%

(令和6年12月時点)

評価・課題

圏域単位で情報共有や意見交換等を行うことで、顔の見える関係性ができ、地域の課題や体制整備の検討の場となっています。市町村の中でも相談実績の有無、マンパワー、相談支援の対応に不安がある等、市町村ごとに課題が異なっています。

今後の方向性

市町村、圏域ごとに地域の実情に応じた相談支援の体制を推進するため、今後も継続して圏域会議を開催していきます。

事業名	岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム												
事業区分	体制整備												
担当課	地域福祉課												
実施主体	地域福祉課												
事業内容	孤独・孤立対策に取り組む市町村や支援団体等で構成する「岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を活用し、加入団体の連携・協働による支援を推進する。												
事業開始	令和4年度												
現状及び実績													
<p>官民連携による孤独・孤立対策を推進するため、以下のとおり、幹事団体によるプラットフォーム会議、圏域別部会等を開催しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プラットフォーム会議 <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度：R5.2.27 開催 ・令和5年度：R5.8.3、R6.3.18 開催 ○プラットフォーム圏域別部会 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度：5圏域で各1回開催 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>岐阜</th> <th>西濃</th> <th>中濃</th> <th>東濃</th> <th>飛騨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者数</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>26</td> <td>22</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県職員を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ○孤独・孤立対策シンポジウム <ul style="list-style-type: none"> 日時：R6.1.9 内容：①基調講演 内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与 村木厚子氏 「みんなで考えよう 地域の孤独・孤立対策」 ②パネルディスカッション (一社) ぎふ学習支援ネットワーク 代表理事 南出吉祥氏 ほか4名 「孤独・孤立対策における連携支援のあり方」 		圏域	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	参加者数	22	30	26	22	11
圏域	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨								
参加者数	22	30	26	22	11								
評価・課題													
<ul style="list-style-type: none"> ○岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設立し、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等の支援団体の間の情報共有や連携強化を図ることで、社会から孤立し一人で悩みを抱える方への支援を推進しています。 													
今後の方向性													
<ul style="list-style-type: none"> ○同プラットフォームにより連携・協働した支援を推進していきます。 													

事業名	孤独・孤立対策官民連携事業費補助金
事業区分	体制整備、人材育成、相談支援、居場所づくり
担当課	地域福祉課
実施主体	地域福祉課
事業内容	中間支援組織である（特非）ぎふNPOセンターを通じ、NPO等の支援団体が行う孤独・孤立対策に資する取組への助成を行う。
事業開始	令和4年度
現状及び実績	
<p>ひきこもり支援など、孤独・孤立対策に資する取組を行うNPO等の支援団体への助成を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度及び令和5年度は、孤独・孤立対策に資する新規・拡充の取組への助成を実施 令和6年度は、複数の団体が連携・協働して行う、孤独・孤立対策に資する新規・拡充の取組への助成を実施 	
<p>○交付実績（R 4）</p> <p>【交付団体数】26団体</p> <p>【交付額】25,112千円</p> <p>【主な取組】ひきこもりの方への就労機会の提供、オンラインを活用した居場所づくり、SNSを活用した相談支援、アウトリーチ型の訪問支援強化 等</p>	
<p>○交付実績（R 5）</p> <p>【交付団体数】22団体</p> <p>【交付額】20,061千円</p> <p>【主な取組】ひきこもりの方への就労機会の提供、オンラインを活用した居場所づくり、SNSを活用した相談支援、アウトリーチ型の訪問支援強化 等</p>	
<p>○交付決定状況（R 6）</p> <p>【交付団体数】7団体</p> <p>【交付決定額】5,172千円</p> <p>【主な取組】農業団体と連携による、ひきこもりの方等に対する体験就労機会の提供、分野横断的な居場所づくり、アウトリーチ型の相談支援 等</p>	
評価・課題	
<p>○社会から孤立し一人で悩みを抱える方へ必要な支援を届けるため、NPO等の支援団体による孤独・孤立対策の取組を支援しています。</p>	
今後の方向性	
<p>○補助金の交付を通じ、複数団体の連携・協働による支援の提供を推進していきます。</p>	

事業名	市町村プラットフォームの設置・運営
事業区分	体制整備
担当課	保健医療課
実施主体	市町村
事業内容	社会参加に向けた支援を必要とする方等を対象に、情報共有や対応方針の検討等を行う場の機能をもつ市町村プラットフォームの設置・運営
事業開始	令和元年度

現状及び実績

- 就職氷河期世代支援に関する行動計画 2020 (R2. 12. 25)、厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランにより、「福祉と就労をつなぐ地域レベルのプラットフォーム」の整備による社会参加等の実現として、「就職氷河期世代の活躍支援に向けた取組」に関し、地域ごとのプラットフォーム形成・活用が求められています。

市町村においては、自立相談支援機関、地域若者サポートステーション、ハローワーク、経済団体、ひきこもり地域支援センター、ひきこもり家族会等からなるプラットフォームを整備し、

 - ・地域支援協議会の運営
 - ・地域資源やニーズの把握
 - ・関係機関の相互リファーによる対象者の適切な支援の誘導

等により、支援対象者の社会参加等の実現に向けた支援を行うこととされています。
- 県内の市町村においても、ひきこもり相談窓口の周知及び明確化、ひきこもり支援に関するプラットフォームの設置・運営により支援を推進しています。
- 県においては、岐阜労働局等関係機関と共同で「ぎふ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置し、「ぎふ就職氷河期世代活躍支援プラン」に沿って、社会参加に向けた支援を必要とする方達への支援を推進しています。

<市町村相談体制>

内容	実施市町村数	実施率
相談窓口の周知	40	95.2%
相談窓口の明確化	41	97.6%
プラットフォームの設置	42	100.0%

(令和6年度12月時点)

評価・課題

市町村における推進体制については、相談対応の人的体制、相談実績の件数によるノウハウの蓄積、相談支援の技術的な課題など、地域ごとに課題が異なる状況であり、今後も地域における支援体制の充実、強化を図っていく必要があります。

今後の方向性

市町村等、地域の実情に応じた相談支援の体制を推進するため、県ひきこもり地域支援センターによる圏域会議の開催等により後方支援を行っていきます。

事業名	子ども・若者育成支援ネットワーク事業
事業区分	体制整備、人材育成
担当課	私学振興・青少年課
実施主体	私学振興・青少年課
事業内容	ひきこもり等、困難を抱えた子ども・若者に対して、岐阜県子ども・若者支援地域協議会の構成機関の連携により解決に向けた支援を行う。
事業開始	平成26年度
現状及び実績	
<p>・「子ども・若者育成支援推進法」(H22.4施行)において、不登校・ひきこもり・ニート等社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援が掲げられたことを受け、同法上に規定されている「子ども・若者支援地域協議会」を、それまでのネットワーク会議から格上げ設置し、子ども・若者育成支援に係り、関係機関と連携した取組を実施。</p> <p>・「子ども・若者支援地域協議会」の構成機関は、雇用・矯正・更生・保護・保健・福祉・医療・教育等に関わる国及び地方公共団体（労働局、公共職業安定所、少年鑑別所、県関係各課・機関、県教育委員会、県警察本部、岐阜市）、特定非営利活動法人その他関係団体。</p>	
〈令和5年度〉	
1 代表者会議（開催日：令和5年5月31日（火））	目的構成機関・団体の長により、協議会運営に係る基本方針、内容等について協議
2 担当者会議（開催日：令和5年10月30日（月））	目的構成機関・団体の実務担当者により、協議会事業に係る具体内容、事例検討等を協議
3 相談支援担当者研修会	<p>目的必要な専門的知識の習得、スキルアップを目的として、県及び市町村等の相談窓口担当者対象に実施。</p> <p>内容 「発達障がい・愛着障がい」、「児童虐待」、「不登校」、「ネット依存・ゲーム依存」をテーマに全4回実施予定。</p>
4 相談支援担当者情報交流会（開催場所 岐阜圏域）	目的相談・支援窓口担当者の顔の見える関係づくりを促進し、市町村等の体制整備に伴うネットワークづくりを支援するため、意見交換等を行う交流会を開催
評価・課題	
<p>・代表者会議及び担当者会議、情報交流会により、方針の協議や事例検討を行うことで、関係機関における連携促進を図り、研修会においては、支援機関相談及び窓口担当者の知識研鑽に資することができました。</p>	
今後の方向性	
<p>・令和6年度についても、令和5年度同様に代表者及び担当者会議の実施、研修会及び情報交流会の開催を行い、関係機関の連携を進めます。</p>	

【事業区分：相談支援】

事業名	電話・来所相談
事業区分	相談支援
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	電話・面談によるひきこもり相談を行っている。 電話相談：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時から午後5時まで面接相談：電話相談後、必要に応じて対応（要予約）
事業開始	平成28年度

現状及び実績

平成28年6月に「岐阜県ひきこもり地域支援センター」を開設し、ひきこもり専門相談窓口を設置しました。開設時より電話相談、来所相談ともに増加しており、令和4年度の電話相談は開設時の約1.9倍、来所相談は約3.6倍となっています。

<電話・来所相談件数の推移（延数）> ※平成28年度：4月～5月の精神保健福祉センター対応件数を含む。

年度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
電話（延数）	126	176	163	240	206	254	245	261
（前年比%）	(-)	(140.0)	(92.6)	(147.2)	(85.8)	(123.3)	(96.5)	(106.5)

年度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
来所（延数）	135	201	221	321	325	418	489	532
（前年比%）	(-)	(148.9)	(110.0)	(145.2)	(101.2)	(128.6)	(117.0)	(108.8)

<令和5年度来所相談の内訳>

実人数：128人

性別	男	女	年代	10代	20代	30代	40代	50代以上	合計
	実数	(%)		実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
実数	97	(75.8)	31	(24.2)					
(%)									

【本人の居住地（圏域）別】

【本人・家族の相談者区分】

圏域	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	県外	合計	区分	本人	家族	その他	合計
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数		実数	(%)	実数	(%)
実数	83	(64.8)	19	(4.8)	15	(11.7)	8	(6.3)	2	(1.6)	1	(0.8)
(%)												
合計	128	(100.0)							49	(38.3)	78	(60.9)
									1	(9.8)	128	(100.0)

評価・課題

本人・家族相談を丁寧に行い、緊急性の有無や背景の見立てに基づき専門相談を行っています。家族相談が多い中、相談を継続することで本人の来所に繋がっています。

今後の方向性

早期に相談につながるために相談窓口の周知を継続していきます。また、本人との関係構築に時間を要すため緩やかにつながり続けることを目指します。相談が増えており、市町村等関係機関との連携により身近な地域で継続相談が受けられる体制を整えていきます。

事業名	ひきこもり本人グループミーティング（交流会）
事業区分	相談支援
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	本人を対象としたグループミーティング活動を実施。生きづらさを抱えながらもつながる場、悩みを共有し話せる場、様々な社会体験ができる場、安心して過ごせる場を目的に開催している。
事業開始	平成18年度

現状及び実績

具体的な活動内容としては、屋内活動はカードゲームや卓球、クリスマス会、交流会等を、屋外活動では初詣、施設見学、ウォーキングなど季節に応じた内容をしています。どちらも参加者が中心となって計画を立てています。参加者の主体性を重視した活動により、参加者同士がゆるやかに交流する機会となっています。

参加者は、30～50代の男性が多く女性が少ない傾向です。

<グループミーティング実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	7	10	11	12
参加人数（延数）	28	30	37	46

※令和2年度、3年度は新型コロナウィルス感染拡大防止のため数回中止、令和4年度は1回中止した。

評価・課題

少人数での活動の場であり、気持ちがわかり合える仲間との出会いや交流は、本人にとって大切な居場所になっています。今後は、女性が参加しやすいような工夫が必要です。

今後の方向性

引き続き継続していきます。グループミーティングを通じて、社会との接点・社会参加の機会を作っていきます。

事業名	家族グループミーティング（新規・継続家族を対象とした交流会）
事業区分	相談支援
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	ひきこもりの本人を支える家族を対象に、ひきこもりの理解を深め、対応方法を学び合う機会としている。家族同士が交流することで不安を軽減し、家族自身のエンパワメントを高めることを目的として実施している。
事業開始	平成14年度

現状及び実績

新規グループと継続グループの2つに分けて実施し、年2回程度、外部講師による学習会も開催しています。

- ・新規グループ：来所相談1年以内の家族を対象としたグループワーク及び交流会
- ・継続グループ：来所相談2年目以降の家族を対象としたミニ学習会及び交流会
- ・学習会：「ひきこもりの理解」「元当事者の体験談」「ライフプラン相談会/学習会」など。

<令和4年度学習会内容>

- ・不登校・ひきこもりを経て今を語る一出会いとつながり…つながり続けるということ～
- ・10年間のひきこもり経験を語る～家族へのメッセージ～
- ・高卒認定試験について

<開催実績>

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規グループミーティング (月1回)	実施回数	5	10	12	6
	参加者(延数)	21	26	36	40
継続グループミーティング (月1回)	実施回数	7	10	10	10
	参加者(延数)	75	52	79	86
学習会	実施回数	0	1	3	2
	参加者(延数)	中止	27	59	44

※令和2年度、3年度は新型コロナウィルス感染拡大防止のため数回中止、令和4年度は1回中止した。

評価・課題

ひきこもりの学習会や家族同士の交流を通じて気づきを得る場となっています。学習会の内容等については、参加者の意向を取り入れた運営をしていきます。

今後の方向性

今後も家族同士の交流・気持ちの分から合い・学習・情報交換などの場として継続していきます。参加者に対しては、必要に応じて個別相談も案内し、ライフステージに合わせたきめ細かい支援をしていきます。

事業名	被害青少年支援センター（青少年SOSセンター）運営事業
事業区分	相談支援
担当課	私学振興・青少年課
実施主体	私学振興・青少年課
事業内容	不登校、ひきこもり、人間関係等の悩みを、39歳までの青少年及び保護者等を対象に電話、メール等で受け、場合によっては、支援を受けられる適切な機関の紹介を行う。
事業開始	平成12年11月1日
現状及び実績	
<p>岐阜県青少年SOSセンターでは、子ども・若者の総合相談窓口として、電話、FAX、メール、面接相談を実施し、39歳までの青少年本人及びその家族等の悩みに心を傾け、相談者自身が問題の解決の糸口を見いだしていくことができるよう支援を行っています。</p> <p>また、相談内容や状況に応じて臨床心理士や社会福祉士による面接相談を行ったり、より専門的な機関を紹介するなど、他機関へのつなぎを行っています。</p>	
<p>○ひきこもりに関する相談実績</p> <p>〈令和4年度〉</p> <p>相談件数 18件（全相談件数 1,139件）</p> <p>実相談人数 6人</p> <p>相談手段 電話 8件、E-mail 9件、面接 1件</p> <p>〈令和5年度〉</p> <p>相談件数 15件（全相談件数 1,261件）</p> <p>実相談人数 5人</p> <p>相談手段 電話 6件、E-mail 7件、面接 2件</p> <p>〈令和6年度（12月末時点）〉</p> <p>相談件数 7件（全相談件数 1,268件）</p> <p>実相談人数 5人</p> <p>相談手段 電話 7件</p>	
評価・課題	
<p>ひきこもりに関する相談件数は多くはありませんが、相談者の状況に合わせて、臨床心理士や社会福祉士との面談やひきこもり地域支援センター等の他機関を紹介しています。</p>	
今後の方向性	
<p>相談員が社会情勢の変化や今日的な課題に対する相談に対応できるよう、研修等を実施し、各機関と連携して青少年やその家族等の様々な相談に対応します。</p>	

事業名	子ども相談センター運営業務									
事業区分	相談支援									
担当課	子ども家庭課									
実施主体	子ども相談センター									
事業内容	県内5か所の子ども相談センターにおいて、不登校に関する相談に応じたり、必要な援助を行っています。									
事業開始	子ども相談センター開設当初より実施									
現状及び実績										
不登校相談受付件数は、2024年度は59件で、全相談受付件数7,977件に占める割合は0.7%となっています。過去5年間においても、1%前後で推移しています。										
<相談受付件数>										
年度	2020	2021	2022	2023	2024					
不登校件数(件)	55	68	59	37	59					
全受付件数(件)	7233	7703	7971	8313	7977					
割合	0.8%	0.9%	0.7%	0.4%	0.7%					
評価・課題										
不登校相談は件数としては減少傾向ですが、児童虐待や不適切な養育環境が背景にある場合は、子ども相談センターが学校や市町村、医療機関等の関係機関と連携し、積極的に対応する必要があります。										
今後の方向性										
引き続き現行の体制を維持します。										

事業名	発達障害者支援センター運営事業
事業区分	相談支援
担当課	障害福祉課
実施主体	岐阜県発達障害者支援センター
事業内容	発達障がいのある、またはあると思われる方、そのご家族や支援者からの相談を受け、助言等を行う。
事業開始	平成18年1月

現状及び・実績

発達障がいに関して、ご本人・ご家族・また支援者や関係機関からの相談に対応しています。年齢制限はなく、また相談にあたっては発達障がいの診断の有無は問いません。主に電話や来所で相談を受けますが、必要な場合に関係機関への訪問や同行支援を行うこともあります。相談内容は発達障がいに関することとなります。ご本人がひきこもりの状態にある方の相談にも対応します。

◆過去5年間の相談方法別相談延件数の推移 (単位:件)

	R1	R2	R3	R4	R5
来所	558	270	404	465	504
訪問	8	35	24	29	22
電話	2,477	1,932	2,492	2,378	2,168
合計	3,043	2,237	2,920	2,872	2,694

発達障害者支援センターは相談支援以外にも、地域の支援力向上のための各種事業、人材育成のため各種研修会や講演会の開催、職員が講師として地域に出向く出前講座などの普及啓発事業を実施しています。

評価・課題

相談内容は発達障がいに関する相談や情報提供、家庭生活に関すること、教育や就労に関する事など多岐にわたっています。個別相談に加えて、必要に応じて当センターで実施している家族交流会や当事者会の活用、関係機関と連携して対応しました。

発達障がいの特性は個々により違いがあります。また二次障害などで問題が複雑化している場合もあり、関係機関との連携や支援者の技術力向上が求められます。

今後の方向性

今後も相談支援業務を継続します。また発達障がい支援の中核施設として、地域の支援者や関係機関の支援技術向上のための各種事業、広く発達障がいの理解を促進するための普及啓発事業などを実施し、地域で発達障がいのある方を支える人材を育成します。

事業名	家族等支援事業
事業区分	相談支援
担当課	障害福祉課
実施主体	岐阜県発達障害者支援センター
事業内容	発達障がいのある方の家族を対象とした、悩みの不安軽減、発達障がいに対する知識と理解を深め、対応方法を学ぶことを目的とした交流会
事業開始	平成18年度

現状及び実績

発達障がいのある方の家族の交流会として、発達障がいの知識と理解を深め、対応方法を学ぶことや、家族が悩みを共有しあい不安を軽減することを目的に開催しています。

ご本人が18歳未満のグループと、ご本人が18歳以上のグループがあります。

内容は発達障がいに関することが中心となります、ご本人がひきこもり状態にある方のご家族の参加もあります。参加にあたっては事前に個別面談を行っています。

◆過去5年間開催回数と延べ参加者数の推移

*ご本人が18歳以上のグループ

	R1	R2	R3	R4	R5
開催回数	5	3	3	4	5
延べ参加者数	26人	12人	13人	20人	32人

評価・課題

家族の交流会は、家族が悩みを共有したり、本人への対応の仕方を学んだり、地域の情報を交換するなど貴重な機会となっており、参加者の満足度は高いものとなっています。必ず職員がファシリテーターとして参加し、参加者がスムーズに交流できるように工夫しています。

今後の方向性

今後も、家族が発達障がいの考え方や対応方法などを学べるよう、内容の見直しを行いながら継続して実施します。

事業名	就職氷河期世代のひきこもり支援の推進
事業区分	相談支援
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	就職氷河期世代※1の中でひきこもり状態にある方に対して伴走型支援※2を実施する。
事業開始	令和4年度

現状及び実績

就職氷河期世代の中でひきこもり状態にある方に対して、本人の主体性を尊重し本人のニーズや生活環境に基づいた社会参加につながるために伴走型支援を行っています。(委託)

○伴走型支援の内容（毎月5回開催）

- ・相談/面談（対面、電話、メール、Web）
- ・プログラム（適職診断やビジネスマナー講座など）
- ・同行支援（職場見学/体験、ハローワーク等への同行など）

<参加者数>

年度	令和4年度	令和5年度
実数	13	21
延数	96	165

<支援内容別>

	令和4年度	令和5年度
相談・面談	82	131
プログラム	11	25
同行支援	3	9



※1 平成5年～平成16年までに学校卒業期を迎えた世代。

※2 つながり続けることを目指すアプローチ。支援者と本人が継続的なつながり関わり合いながら、本人と周囲の関係を広げていくことを目指す。

評価・課題

参加者が面談の中で支援者に生活での心配ごとや不安を傾聴してもらうことにより、これらのエネルギーが回復していき継続的な利用につながっています。一方で、こうした参加者のこのエネルギーが回復していくまでには時間がかかるため社会参加につながるまでには更なる時間を要します。

今後の方向性

引き続き伴走型支援を行っていく必要があります。

事業名	生活困窮者自立相談支援制度における「就労準備支援事業」
事業区分	相談支援
担当課	地域福祉課
実施主体	県（町村域）、市
事業内容	ひきこもり等の長期間就労していない方を対象として、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援
事業開始	平成30年度

現状及び実績

生活困窮者自立支援法に基づく任意事業であり、本県では、全ての市が実施しており、県の所管する町村域においても、岐阜、西濃、揖斐、可茂（飛騨含む）の4か所で実施しています。

ひきこもり等の長期間就労していない生活困窮者に対し、自立相談支援機関の就労準備支援員が課題の把握のうえ支援方法を決定し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の段階的な支援プログラムにより、就労に向けた支援を行っています。

各年度の本事業利用件数（県全体）は以下のとおりです。

H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
68	126	118	153	126	69

評価・課題

本事業の利用により一般就労につながるケースがあり、一定の成果を上げています。

ひきこもり等の長期間就労していない生活困窮者は、支援ニーズの把握が困難であるため、関係機関等と密接に連携した支援や、ニーズの掘り起こしが課題です。

今後の方向性

コロナ禍や物価高の影響等で生活困窮となった方からの相談は今後も見込まれるため、引き続き関係機関と連携して事業を実施していきます。

事業名	岐阜県若者サポートステーション
事業区分	相談支援
担当課	産業人材課
実施主体	岐阜県若者サポートステーション
事業内容	ニート等の若者に対して、メンタルカウンセリング、職業意識醸成、就業体験等の就労支援メニューを提供
事業開始	平成20年度

現状及び実績

(令和6年12月末時点)

利用者数：延べ3,092名

新規登録者数：121名

相談件数：2,610件

(うちメンタルカウンセリング：136件)

就業体験（ジョブ・トレーニング）参加者数：119人

就労決定者数：86名

評価・課題

相談にこられる方の中には、長期的なひきこもり状態におられる方やひきこもり初期の方がおられます。初回面談にご本人のご意思で来られる方、ご家族に促され来られる方、はじめの一歩はそれぞれですが、大半の方が次回以降の面談に来られるようになります、ご本人自身が現状を変えたいという思いをお持ちになられているように感じます。

具体的な行動に向かう為には時間や気持ちの整理が必要であることもある為、通常面談を重ねながら臨床心理士のメンタルカウンセリングを受けられたりして自己理解を深め、場合によっては医療機関や就労移行支援事業所など、福祉支援におつなぎすることもあります。

また、ご支援の一つとして、プチジョブトレやボランティア、企業見学会等がありますが、これらに参加して軽微な社会経験を積むことで、社会的自立を促しています。

課題は色々ありますがその中に、ひきこもりについて本人にとって身近な存在であるご家族の理解が乏しい場合があります。ご家族の中にはひきこもりの背景を理解するより先に、就労について進めようとする等、ご本人の気持ちと沿っていないと感じるケースがあります。ひきこもりの支援には相談窓口だけではなく、ご家庭と双方からの支援が有効かと思います。

今後の方向性

ご家族の理解促進を窓口でのご支援と繋げられるよう、ITツールを利用した情報発信等、ご本人が外に一歩出られるよう、また継続して出られるようなプログラムの用意等、段階を経て就労へつなげるためのご支援をしていきます。

事業名	友愛訪問活動の推進
事業区分	相談支援
担当課	高齢福祉課
実施主体	単位老人クラブ
事業内容	独居老人宅における対話や家事援助等の友愛訪問活動を行う単位老人クラブに対し、活動に要する経費を補助
事業開始	平成19年度

現状及び実績

単位老人クラブが、広く地域の一人暮らしや寝たきり老人等を対象に家庭を訪問し、対話・家事援助、交流の場づくり、情報提供等の友愛訪問活動を実施

- ・単位老人クラブにおける友愛訪問実施率

年度	実施率	実施クラブ数	全体クラブ数
令和2年度	48.0%	816	1,697
令和3年度	47.9%	771	1,608
令和4年度	49.2%	747	1,517
令和5年度	51.1%	723	1,413
令和6年度	51.2%	678	1,322

評価・課題

近年においては、同程度の友愛訪問活動実施率を維持できている一方、全県的に単位老人クラブ数の減少が続いていること、将来的な活動の縮小が懸念されます。

今後の方向性

今後も友愛訪問活動への補助を継続するとともに、単位老人クラブの各種活動が継続されるよう引き続き運営費に対する補助も継続していきます。

事業名	圏域ごとの居場所づくり
事業区分	居場所づくり
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	ひきこもり本人及びその家族が、ひきこもりについて理解ある人と繋がることができ、安心して過ごせる居場所を提供することにより、孤立を防ぎ、社会とのつながりを回復することを目指す。
事業開始	平成30年度「らららの森」設置（岐阜県図書館共催） 令和2年度 西濃・中濃・東濃圏域に居場所を設置 令和3年度 飛騨圏域に設置 令和4年度 オンライン居場所開始 令和4年度 居場所ネットワーク会議設置

現状及び実績

身近な地域で居場所が利用できるように、各圏域で居場所を開催しています（岐阜圏域はセンターが実施、他圏域は委託実施）。また、令和4年4月からは、対面での居場所への参加が困難な方、対面の参加には不安がある方のために月3回オンライン居場所を開始しています。また、居場所づくりの体制整備のために県内にある居場所実施機関（民間のひきこもり支援団体等）同士の情報共有および連携を図るために「居場所ネットワーク会議」を開催しています。

<岐阜圏域の居場所利用実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	2	7	11	12
参加者（延数）	4	17	48	109

※令和2年度、3年度はコロナウイルス感染防止の観点から数回中止、令和4年度は1回中止した。

<西濃・中濃・東濃・飛騨圏域の居場所栄養実績>

年度	令和2	令和3	令和4	令和5
実施回数	22	74	120	120
本人	31	136	251	239
家族	102	217	298	301
合計	133	353	549	540

<オンライン居場所>

年度	令和4	令和5
実施回数	36	36
参加者（延数）	278	265
参加者（実数）	69	43

評価・課題

居場所の設置および周知により参加者が増加してきました。定期的に同じ場所で継続して実施することが大切です。参加者の中には人目を気にして居住地の居場所に参加しづらい方もいらっしゃるので、居住地を問わず利用できるようにしています。

今後の方向性

安心して過ごせる「そこに居るだけでいい」場所や、自分の役割を感じられる居場所を引き続き実施していきます。

事業名	教育支援センター設置事業
事業区分	居場所づくり
担当課	教育委員会学校安全課
実施主体	教育委員会学校安全課
事業内容	高校生段階の不登校・ひきこもりの状態にある生徒を対象として、学校や家庭外の居場所として教育支援センターを設置
事業開始	平成26年度

現状及び実績

スクールカウンセラーによるカウンセリングやワークショップ、体験活動等を通して、個に応じた支援をしながら情緒の安定と集団生活への適応を図っています。また、「G-プレイス親の会」を開催し、保護者支援を行っています。

R6年度は、新たに不登校対応専門職を配置し、高等学校を巡回訪問することで、誰ともつながっていない生徒の状況把握や、G-プレイスの利用を促す働きかけを行いました。また、岐阜圏域の市町教育支援センターを訪問し、現在誰ともつながっていない中学生の卒業後の支援について共通理解を図りました。

○教育支援センターでの相談件数

(回)

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
相談回数	1,207	795	653	731	618	449

評価・課題

個別の状況に応じた諸活動や定期的な通室を通してエネルギーの回復、基本的生活習慣の改善を図り、多くの生徒が、進学や転学など、次のステップへと歩み始めることができました。

「G-プレイス親の会」では、保護者同士が交流することで、情報交換や不安の軽減が図れたという声がありました。

一方、巡回訪問を通して、休学中の生徒への働きかけの難しさが分かってきました。個々のおかれた環境やニーズが様々なため、更なる支援内容の充実が必要です。

今後の方針

引き続き、巡回訪問等でニーズをつかみながら、G-プレイスの活用を積極的に勧め、より個々の状況に応じた支援を行います。

事業名	発達障がい者オンライン・ピアサポート支援事業
事業区分	居場所づくり
担当課	障害福祉課
実施主体	岐阜県発達障害者支援センター、圏域発達障がい支援センター
事業内容	発達障がい者同士が支え合う場づくりを通した社会との繋がりの構築、コミュニケーション等に困難さを抱える場合のある発達障がい者がチャットやビデオオフで参加しやすいオンライン・ピアサポート活動を実施。
事業開始	令和4年度

現状及び実績

令和4年4月から、成人期の発達障がい者支援の充実および強化に加え、新たな資源としてオンラインにおける当事者同士・家族同士の交流および居場所の提供を行っています。

地域の実情に応じて限定カフェの開催やレクリエーションを取り入れるなど、工夫して取り組んできました。

また、オンライン参加の際には顔を見せなくてもよい、話さなくてもよい、途中入退室でもよいなど、発達障がいの特性に配慮し、誰でも参加しやすいように実施しています。

令和5年度には、県内の当事者およびその家族が計285名参加しました。

<実施状況（令和4年度）>

圏域	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
実施回数（回）	9	13	4	4	4	34
参加者数（人）	34	60	21	19	34	168

<実施状況（令和5年度）>

圏域	岐阜	西濃	中濃・東濃	飛騨	合計
実施回数（回）	21	21	6	8	56
参加者数（人）	145	51	18	71	285

※令和5年度は、中濃と東濃で共催

評価・課題

オンラインによる当事者間・家族間の交流のニーズは高く、多くの発達障がい者やその家族にとって悩みを共有できる場となっています。発達障がいの特性であるコミュニケーションの困難さがある方でも参加しやすいメリットがあり、居場所の提供によって孤独・孤立対策の一助となっています。

今後の方向性

発達障がいのあるひきこもりの方については長期的な支援が求められるため、今後も各圏域の特色を活かしながら事業を継続して実施するとともに、参加ニーズに対応できるよう活動の実施回数を増やし、当事者およびその家族における社会参加の充実を図ります。

【事業区分：人材育成】

事業名	ひきこもり支援者研修会
事業区分	人材育成
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	ひきこもりに関する知識や対応について理解を深めるとともに、地域におけるひきこもり相談支援体制の推進を図るため、支援者を対象に研修会を実施する。
事業開始	平成28年度

現状及び実績

ひきこもりは複合的な課題が多く、包括的な支援が求められています。そのため、市町村、保健所、生活困窮者自立支援機関、社会福祉協議会、民間支援団体、地域包括支援センター、教育等の地域支援者を対象に支援技術の向上を図ることを目的に実施しています。

研修会は年2回開催し、ひきこもり経験者、福祉、医療、教育等の関係者を講師に招き、ひきこもりの理解と基本的対応、支援姿勢など支援に必要な知識等の習得や資質向上を図っています。

<開催実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	1	2	2	2
参加者数	142	304	211	172

・令和2年度は新型コロナウィルス感染拡大防止のため1回中止。

評価・課題

研修会を通じて、ひきこもりの背景や支援の在り方、留意点などを学び支援者のスキルアップにつながっています。

ひきこもりの相談支援が担える人材育成をすることで、本人や家族が身近な地域で安心して相談が受けられる支援体制整備の一助になっています。

今後の方向性

引き続き人材育成に努めながら、今後は支援機関の連携し包括的な支援が行えるように研修会を継続していきます。

事業名	ひきこもり技術援助・多職種専門チーム支援事業
事業区分	人材育成
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	ひきこもりの包括的な支援のため、医療、心理、保健、福祉、就労等の多職種から構成するチームを編成し市町村等に対し専門的な助言を行う。
事業開始	平成28年度 ひきこもり技術援助 令和2年度 ひきこもり多職種専門チーム支援事業

現状及び実績

支援者から、ひきこもり支援のノウハウがなく支援方法がわからない、継続支援が難しい等の声があり、身近な地域で相談支援が担える人材育成が求められています。そのため、市町村や自立支援相談機関、社会福祉協議会、保健所等でひきこもりの相談支援に関わる職員に対して、事例検討会や学習会の講師として技術助言を行っています。また、市町村等が企画する民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センターを対象とした学習会や講演会等で、ひきこもりの理解や支援、地域づくり等の理解促進と人材育成を図っています。

多職種専門チーム支援事業では、当センターの多職種によるチームを構成し、事例検討会や学習会等での技術援助を行い、地域支援者がひきこもりの理解を深めることにより支援の向上を図っています。

<事業実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
多職種専門チーム支援事業	5	5	6	5
実施先	市町村	市町村、県事務所	市町村、県事務所、学校	市町村、県事務所
技術援助	14	13	15	13
実施先	市町村、民生委員、民間支援団体	市町村、社会福祉協議会、民間支援団体	市町村、社会福祉協議会、民生委員、民間支援団体等	市町村、社会福祉協議会、民生委員、民間支援団体等

評価・課題

ひきこもり支援には、包括的な支援が求められることから、事例をアセスメントし支援方針を立て、各機関で継続的な支援が担えるような人材育成が必要です。

今後の方向性

各機関の窓口担当者の異動があることから、技術援助や多職種専門チーム支援事業を継続的に実施していく必要があります。更に多くの市町村等が活用できる様に、事業の周知及び利用促進を図っていきます。

事業名	ひきこもりピアサポーター養成・活動支援事業
事業区分	人材育成
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	ひきこもり経験を持つ本人及び家族が同じ悩みを経験した仲間（ピア）という立場を活かし、寄り添いながら傾聴、相談支援等の活動をする。
事業開始	令和2年度

現状及び実績

ひきこもり経験を持つ本人及び家族を対象に、ひきこもりピアサポーター（以下、ピアサポーター）養成講座を開催し、修了後に希望者を登録しています。ピアサポーターは、自らの経験を活かし本人の社会的孤立を防ぎ、自立支援や社会参加のサポートの役割を担っています。

具体的には、当センター直営の居場所の運営、家族の学習会に出席して自身の体験を語ったり交流会への参加、普及啓発冊子等のイラストや文書の寄稿、ひきこもり講座の参画、ひきこもり地域支援連携会議の出席等の活動を行っています。

居場所運営では、参加者から「ピアサポーターがいてくれたので緊張が和らいだ」と感想があり、また、家族の学習会でピアサポーターの体験談を聞いた参加者は「本人の話を聞けてひきこもりの理解が深まった」「家族の対応や心構えを学べる貴重な機会だった」と好評でした。

ピアサポーター活動は本人主体のひきこもり支援につながっており、活動を通じてピアサポーター自身の仲間づくりと社会参加の機会となっています。

<ピアサポーター登録・活動実績>

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
登録人数（実）	4	4	3	2	13
活動人数（延）	-	22	27	56	105

評価・課題

少しずつピアサポーター登録者が増え活動が広がっています。ピアサポーターの声を活かして本人に寄り添ったひきこもり支援を推進しています。

今後の方向性

ピアサポーター活動を担う人材を確保していきます。さらに、市町村や民間支援団体と連携し、ピアサポーター活動を推進していきます。

事業名	ひきこもりサポーター養成講座
事業区分	人材育成
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	『ひきこもりサポーター養成講座』を各圏域において順次開催し、受講者には『ひきこもりサポーター養成講座受講証』を配布している。
事業開始	令和5年度

現状及び実績

ひきこもり状態にある本人及びその家族は、適切な支援につながらないまま地域社会において孤立状態になりがちです。こうした『社会的孤立』を防ぐためには、ひきこもりの本人が安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりが必要です。そのため、地域社会で共に暮らす人たちを対象に、ひきこもりの知識及び理解を深めることを目的とした『ひきこもりサポーター養成講座』を令和5年度より県内各圏域において順次開催しています。

受講者に対しては、ひきこもりに理解がある地域の人として『ひきこもりサポーター養成講座受講証』を配布します。また『受講証』とともに「ひきこもりの基礎理解」「本人の気持ち」「こころのエネルギーの回復に必要なこと」「本人及び家族の声」「地域で共に暮らすために周囲ができること」「相談窓口」を記載した冊子『ともに考えるひきこもり～理解と私たちのまなざし～』を配布し、受講内容の定着を図っています。

プログラム		
(1) ひきこもりと社会的孤立の理解		
(2) ひきこもり当事者からのメッセージ		
(3) トークタイム（質疑応答）		
(4) 岐阜県のひきこもり施策について		

年度	令和5年度		令和6年度	
圏域	岐阜	飛騨	西濃	東濃
参加人数	126	52	83	69



評価・課題

受講を通じて、参加者がひきこもり本人の生きづらさや社会的孤立について考える機会となり、それがひきこもりへの理解促進につながっています。今後も『ひきこもりサポーター養成講座』を通じて県民に対して普及啓発していくことが求められます。

今後の方向性

西濃・中濃・東濃圏域においても順次開催ていきます。

事業名	チームオレンジ・コーディネーター研修等事業費
事業区分	人材育成
担当課	高齢福祉課
実施主体	高齢福祉課
事業内容	近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する心理・生活面の早期支援等を行う取り組みを推進するため、コーディネーター等へ研修を行う。
事業開始	令和2年度
現状及び実績	
<p>令和元年6月に策定された「認知症施策推進大綱」（令和元年6月認知症施策推進閣僚会議）において、令和7年度までに「全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジなど）を整備」という目標が設定され、令和2年度より地域支援事業の認知症総合支援事業に「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」として位置づけられました。</p>	
<p>それを受け、県内各市町村におけるチームオレンジの設置を推進するため、国の研修を受講した県内のオレンジチューターを活用し、市町村が配置するチームオレンジ・コーディネーター等を対象とした研修会を開催しています。</p>	
<研修会開催状況>	
令和2年度 オンライン開催 参加者数：133名	
令和3年度 オンライン開催 参加者数：96名	
令和4年度 オンライン開催 参加者数：100名	
令和5年度 オンライン開催 参加者数：86名	
令和6年度 オンライン開催 参加者数：60名	
<研修会の主な内容>	
オレンジチューターによる講義、先行事例の紹介、意見交換	
<チームオレンジ整備状況>	
設置市町村数 17市町（R6.12.31時点）	
岐阜市・大垣市・多治見市・関市・中津川市・瑞浪市・羽島市・恵那市・美濃加茂市・郡上市・飛騨市・関ケ原町・輪之内町・安八町・北方町・笠松町・富加町	
評価・課題	
<p>各市町村では、認知症カフェの開催が進んでおり、認知症サポーター、認知症当事者及びその家族等との交流の機会は進んでおり、チームオレンジの下地は徐々に出来つつあります。</p>	
<p>今後は、こうした市町村の課題を把握し、研修会や伴走支援等を通じて市町村を支援し、チームオレンジの設置を推進していきます。</p>	
今後の方向性	
チームオレンジの県内全市町村への整備に向け、引き続き研修会等を通じて、市町村を支援していきます。	

【事業区分：普及啓発】

事業名	相談窓口・居場所の周知
事業区分	普及啓発
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	ひきこもりに悩む本人及びその家族がひきこもりの支援につながるために県内のひきこもりに関する相談窓口や居場所の情報を掲載した冊子や啓発カード等を作成し、ひきこもりに関わる相談・支援機関等に配布している。
事業開始	平成28年度
現状及び実績	
<p>【リーフレット】(初版:平成28年度／第3版:令和3年度)</p> <p>ひきこもり地域支援センターの事業内容(ご相談内容の例、個別相談方法、支援や取り組みなど)を紹介するリーフレットを作成し関係機関に配布しました。</p>	
 <p>【ひきこもり啓発カード】(初版:平成29年度／第7版:令和5年度)</p> <p>ひきこもりに悩む本人や家族が支援機関につながるように相談窓口を明記したカードを作成し支援機関、図書館、コンビニ等に置いています。</p>	
 <p>【ひきこもり支援ガイドブック】(初版:平成29年度／第4版:2年度)</p> <p>ひきこもりに悩む本人及びその家族が支援機関につながるよう、また、支援機関相互の情報共有と相互理解に役立てるよう、県内のひきこもりに関わる相談・支援機関等を掲載した冊子を作成し配布しました。</p>	
 <p>【ひきこもり居場所ブック～こころのHP回復～】(初版:令和4年度)</p> <p>ひきこもりの本人や家族の孤立を防ぐために身近な地域もしくは他の地域で、多様な居場所の中から自分に合った居場所を選択し利用できるように各圏域の居場所情報を掲載した冊子を作成し配布しました。</p>	
評価・課題	
<p>ひきこもりは、本人だけでなくその家族においても適切な支援につながらないまま地域社会から孤立しがちになります。こうした社会的孤立を防ぎ、早期に相談支援につながるよう更なる普及啓発が必要になります。</p>	
今後の方向性	
引き続き、普及啓発を促進していきます。	

事業名	ひきこもり講座
事業区分	普及啓発
担当課	精神保健福祉センター
実施主体	精神保健福祉センター
事業内容	県民のひきこもりの知識及び理解を深めるために実施している。
事業開始	平成14年度

現状及び実績

県民がひきこもりへの知識及び理解を深めることにより、ひきこもりへの誤解や偏見を解消することを目的に平成14年度より開催している。

<平成28年度～令和6年度までのタイトル及び参加者数>

年度	タイトル	参加者数 (人)
平成28年度	ひきこもりという生き方へのまなざし	170
平成29年度	ひきこもりの現状とその先に見える光	102
平成30年度	ひきこもりの理解と対応～社会的孤立を防ぐ地域づくりに向けて～	75
令和元年度	「ひきこもり支援から考える『生』に直撃する支援 ～解決するのではなく、ただ繋がること～	143
令和2年度	コロナウイルス感染拡大防止のため中止した	
令和3年度	10年間のひきこもり経験を語ることができた、ひきこもり当事者の居場所 ／コロナ禍のひきこもり当事者活動	(Web開催) 50
令和4年度	ひきこもる心を理解する～ひきこもり経験者として伝えたいこと～	(Web開催) 137
令和5年度	(1) ひきこもりと社会的孤立の理解	【第1回】
	(2) ひきこもり元当事者からのメッセージ	126
	(3) トークタイム（質疑応答）	【第2回】
	(4) 岐阜県のひきこもり支援施策について	52
令和6年度	※令和5年度と同様	【第1回】 69 【第2回】 83

評価・課題

参加者アンケートでは、ほとんどの方が講座の内容に対して『よかったです』と回答され、講座を通じてひきこもりの知識や理解を深める機会となっています。今後は、より一層、県民が参加しやすくなるような広報の工夫をしていく必要があります。

今後の方向性

引き続き実施していきます。

岐阜県ひきこもり支援のあり方に関する指針

令和6（2024）年3月

岐阜県健康福祉部保健医療課

〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1

TEL : 058-272-8278 FAX : 058-278-2624

E-mail : c11223@pref.gifu.lg.jp